

○裾野市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画
の認定等に係る事務取扱要領

平成25年4月1日

訓令第7号

(趣旨)

第1条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号。以下「令」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、法の規定による低炭素建築物新築等計画に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市長が定める機関による技術的審査)

第2条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることについて、平成25年裾野市告示第1号で定める機関(以下「市長が定める機関」という。)による技術的審査を受けることができる。

2 市長が定める機関は、前項の技術的審査の結果、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に規定する基準に適合すると認めるときは、適合していることを証する書類(以下「適合証」という。)を申請者に交付するものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第3条 施行規則第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 市長が定める機関の技術的審査を受けたときは、当該市長が定める機関が交付する適合証
- (2) 住宅の低炭素建築物新築等計画の申請における建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「認定基準」という。)Iの第2の1―2の(2)に基づき国土交通大臣が認めた場合の住宅にあっては(前号の書面を添付する場合を除く。)、その基準に適合する旨の認定書の写し
- (3) 住宅の低炭素建築物新築等計画の申請における認定基準IIの第1の6に規定する日本住宅性能表示基準(平成13年建設省告示第1346号)に定める劣化対策等級に係る評価が等級3(以下「劣化対策等級3」という。)に該当する措置をする場合にあつては(第1号の書面を添付する場合を除く。)、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第

81号。以下「品確法」という。)第44条第1項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し

(4) 手数料計算書(様式第1号)

(所管行政庁が不要と認める図書)

第4条 施行規則第41条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前条第3号の住宅型式性能認定書の写しを添付した場合にあつては、認定基準Ⅱの第1の6に規定する劣化対策等級3の確認に必要な図書とする。

(構造計算適合性判定の実施)

第5条 市長は、法第54条第2項の規定による申出を受けた場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第5項の構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する建築物に係る低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定をするときは、建築基準法第18条の2第1項の規定による指定を受けた者に対し、構造計算適合性判定を求めるものとする。

(書類の提出部数)

第6条 法、令及び施行規則の規定により市長に提出する申請書並びに第14条及び第15条の規定により市長に提出する書類の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

2 前条の規定により構造計算適合性判定を要するときは、前項の規定にかかわらず、当該申請書の提出部数は、正本1通及び副本2通とする。

3 前2項に定めが無い書類の提出部数は、正本1通とする。

(設計内容説明書)

第7条 施行規則第41条第1項の添付図書のうち設計内容説明書は、市長が別に定める基準を参考とし、作成するものとする。

(計画の通知)

第8条 法第54条第3項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事への計画の通知は、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第3項の規定による計画通知書(様式第2号)により行うものとする。

(不認定通知書)

第9条 市長は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に規定する認定基準に適合しないと認めるとき、又は法

第54条第6項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認定できないときは、速やかにその旨を不認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
(報告の請求)

第10条 法第56条の規定による認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況についての報告の請求は、報告請求書(様式第4号)により行うものとする。

(改善命令書)

第11条 法第57条の規定による改善命令は、改善命令書(様式第5号)により行うものとする。
(認定取消通知書)

第12条 法第58条の規定による通知は、認定取消通知書(様式第6号)により行うものとする。
(認定申請取下げ申出書)

第13条 申請者が低炭素建築物新築等計画の認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ申出書(様式第7号)を提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。
(軽微な変更届)

第14条 認定建築主(法第55条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)は、法第54条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更(施行規則第44条の規定による軽微な変更に限る。)をするときは、当該計画変更に係る工事に着手する前に、軽微な変更届(様式第8号)に当該変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。
(名義変更報告書)

第15条 認定建築主が、低炭素建築物新築等計画に基づく建築物又は住戸を譲受人に譲り渡したときは、譲渡人又は譲受人は、単独で又は共同して、名義変更報告書(様式第9号)を市長に提出するものとする。
(新築等の工事を取りやめる旨の申出書)

第16条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書(様式第10号)に、施行規則第43条第2項に規定する通知書(法第55条第2項において準用する法第54条第1項の規定による変更の認定を受けたもの)にあつては、当該通知書及び施行規則第46条において準用する施行規則第43条第2項に規定する通知書)を添えて、市長に申し出なければならない。

(工事完了報告書)

第17条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 建築基準法第5条の4第4項の規定により定めた工事監理者(工事監理者を定める必要のない工事の場合は、工事施工者)が認定低炭素建築物新築等計画に従って新築等の工事が行われた旨を確認したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書(様式第12号)の写し
- (2) 工事写真(様式第12号で確認を行った部位毎に1枚以上)
- (3) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証を受けたときは、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

手数料計算書

1 建築物概要

| | |
|--------|--|
| 建築物の名称 | |
| 建築物の位置 | |

2 手数料計算

| | 申請の区分 | | 適合証 | 手数料金額 |
|---------|-------------------------------|----------------------|-----|-------|
| 1 | 一戸建ての住宅 | | 有・無 | 円 |
| 2 | 一戸建て | 住戸数 戸 | 有・無 | 円 |
| 3 | 住宅以外の住宅（共同住宅等） | 共用部面積 m ² | 有・無 | 円 |
| 4 | | 非住宅部分 m ² | 有・無 | 円 |
| 5 | その他の建築物 m ² | | 有・無 | 円 |
| 6 | 確認申請手数料（同時申請がある場合・構造適判手数料を含む） | | | 円 |
| 手数料金額 計 | | | | 円 |

納入通知書兼領収書（写）

3 代理者

- イ. 資格
- ロ. 氏名
- ハ. 建築士事務所名
- ニ. 郵便番号
- ホ. 所在地
- ヘ. 電話番号

4 連絡先

- イ. 担当者名
- ロ. 電話番号
- ハ. E-mail アドレス

様式第2号（第8条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第3項の規定による計画通知書

第 年 月 日 号

建 築 主 事 様

裾野市長



申請者氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 ㊟

設計者氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 ㊟

| 受 付 欄 | 消防関係同意欄 | 決 裁 欄 | 通知番号欄 |
|-------|---------|-------|-------|
| 年 月 日 | | | 年 月 日 |
| 第 号 | | | 第 号 |
| 係員印 | | | 係員印 |

様式第3号（第9条関係）

不認定通知書

第 号
年 月 日

様

裾野市長



下記の申請については、下記の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項規定による認定をしないこととしたので、通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、裾野市長に対して異議申立てをすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に裾野市を被告（訴訟においては裾野市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。ただし、先に異議申し立てをした場合の処分の取り消しの訴えを提起することができる期間は、当該異議申し立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

記

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 申請者の氏名又は名称
4. 申請に係る建築物の位置
5. 理由

様式第4号（第10条関係）

報告請求書

第 年 月 日
号

様

裾野市長



下記の認定をした建築物の状況について、下記のとおり報告するよう、都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、請求します。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 報告を求める事項
6. 報告の提出先
7. 報告の期限

様式第5号（第11条関係）

改善命令書

第 号
年 月 日

様

裾野市長



下記の計画の認定をした建築物について、下記のとおり改善に必要な措置をとるよう、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、命じます。

なお、この処分について不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、裾野市長に対して異議申立てをすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に裾野市を被告（訴訟においては裾野市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。ただし、先に異議申し立てをした場合の処分の取り消しの訴えを提起することができる期間は、当該異議申し立てに係る決定があったこと知った日の翌日から起算して6月以内となります。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 改善すべき事項
6. 改善措置の期限

様式第6号（第12条関係）

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

裾野市長



下記の計画の認定をした建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、裾野市長に対して異議申立てをすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に裾野市を被告（訴訟においては裾野市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。ただし、先に異議申し立てをした場合の処分の取り消しの訴えを提起することができる期間は、当該異議申し立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 計画の認定を取り消す理由

様式第7号（第13条関係）

認定申請取下げ申出書

年 月 日

裾野市長 様

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称
代表者の氏名

㊟

次の申請を、取り下げたいので申し出ます。

- | | | | | |
|---|------------|---|---|---|
| 1 | 申請年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 申請に係る住宅の位置 | | | |
| 3 | 取下げの理由 | | | |

| ※受付欄 | ※特記欄 |
|------|------|
| | |

- 注意
- ※印の欄には、記入しないでください。
 - 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

様式第8号（第14条関係）

軽微な変更届

年 月 日

裾野市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

㊟

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に基づき、軽微な変更について下記のとおり届け出ます。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 軽微な変更の内容
(前)

(後)

6. 変更理由

| ※ 受付欄 | ※特記欄 |
|-------|------|
| | |

- 注意 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第9号（第15条関係）

名義変更報告書

年 月 日

裾野市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

㊟

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物について、一般承継又は所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得しましたので、裾野市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務取扱要領第15条の規定により報告します。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称（変更前）
4. 認定建築主の氏名又は名称（変更後）
5. 認定に係る建築物の位置
6. 変更等理由

| ※ 受 付 欄 | ※特記欄 |
|---------|------|
| | |

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 報告者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

様式第10号（第16条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

裾野市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

㊟

認定低炭素建築物新築等計画に基づく新築等の工事を取りやめたいので、次のとおり申し出ます。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 取りやめの理由

| ※ 受付欄 | ※ 備考欄 |
|-------|-------|
| | |

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 申出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

様式第11号（第17条関係）（工事監理者の場合）

工事完了報告書

年 月 日

裾野市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

⑩

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したので、報告します。

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 工事着手日
- 5 工事完了日
- 6 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したことを確認した工事監理者
(級) 建築士 () 登録第 号
住 所
氏 名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
名 称
- 7 検査済証の発行日及び番号

| ※ 受付欄 | ※ 特記欄 |
|-------|-------|
| | |

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 報告者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 - 4 「認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書」の写し、検査済証の写し及び工事写真を添付すること。

様式第11号（第17条関係）（工事施工者の場合）

工事完了報告書

年 月 日

裾野市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

㊟

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したので、報告します。

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 工事着手日
- 5 工事完了日
- 6 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したことを確認した工事施工者
施工者の名称
建設業の許可番号
主任技術者の氏名
- 7 検査済証の発行日及び番号

| ※ 受付欄 | ※特記欄 |
|-------|------|
| | |

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 報告者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 - 4 「認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書」の写し、検査済証の写し及び工事写真を添付すること。

様式第 1 2 号 (第 17 条関係) (工事監理者の場合)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

確認者 (級) 建築士 () 登録第 号
 住 所
 氏 名
 (級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
 所在地
 名 称

次のとおり、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

| | | | | |
|----------------------------|---|------|------------|---------------------|
| 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号 | | | | |
| 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日 | | | | |
| 認定に係る建築物の地名地番及び住戸の番号 | | | | |
| | 確認を行った部位、材料の種類等 | 照合内容 | 照合を行った設計図書 | 照合結果 (不適の場合には、その内容) |
| 外壁、窓等を通じて熱の損失の防止に関する基準 | 外皮の性能 日射熱取得の状況 気密性の確保 防露性能の確保 室内空気汚染防止等 | | | |
| 一次エネルギー消費量に関する基準 | 冷暖房 換気 照明 給湯 昇降機 発電設備等 | | | |
| 建築物の低炭素化の側人のために誘導すべきその他の基準 | | | | |

様式第12号（第17条関係）（工事施工者の場合）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

施工者の名称

確認者 建設業の許可番号

主任技術者の氏名 ㊟

次のとおり、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

| | | | | |
|----------------------------|---|------|------------|--------------------|
| 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号 | | | | |
| 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日 | | | | |
| 認定に係る建築物の地名地番及び住戸の番号 | | | | |
| | 確認を行った部位、材料の種類等 | 照合内容 | 照合を行った設計図書 | 照合結果（不適の場合には、その内容） |
| 外壁、窓等を通じて熱の損失の防止に関する基準 | 外皮の性能 日射熱取得の状況 気密性の確保 防露性能の確保 室内空気汚染防止等 | | | |
| 一次エネルギー消費量に関する基準 | 冷暖房 換気 照明 給湯 昇降機 発電設備等 | | | |
| 建築物の低炭素化の側人のために誘導すべきその他の基準 | | | | |

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第10条関係)

様式第5号(第11条関係)

様式第6号(第12条関係)

様式第7号(第13条関係)

様式第8号(第14条関係)

様式第9号(第15条関係)

様式第10号(第16条関係)

様式第11号(第17条関係)

様式第11号(第17条関係)

様式第12号(第17条関係)

様式第12号(第17条関係)